

環境保全型農業直接 支払交付金制度

☎100036633

対象…化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと合わせて、次の対象取り組みを行う販売農業者団体など①カバークロップ（緑肥など）の作付け②堆肥の施用③有機農業 **申込**…6月30日（金）までに農政課・営農支援課（田原農業支援センター内）にて

その他…新規申請の方は早めに事前相談をしてください。

▼農政課

☎2333517 [FAX]2233817

▼営農支援課

☎221126 [FAX]221127

松くい虫防除のための 薬剤空中散布

私たちの暮らしを守る貴重な松林を松くい虫被害から守るため薬剤散布を実施します。

実施予定日…5月23日（火）

※雨天、強風などの場合は延期 **場所**…田原市中山町ほか

（伊勢湾側の保安林） **面積**…160ha **実施主体**…愛知県東三河農林水産事務所 林務課

☎(0532)356176



大規模な土地取引は 届出が必要です

☎1001504

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届出が必要です。どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。

◆契約前に必要な届出

対象…市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届出時期**…土地売買契

約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

◆契約後に必要な届出

対象…市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り受けた人 **届出時期**…土地売買契約後2週間以内

▼街づくり推進課

☎2333535 [FAX]2233811

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

☎1001504

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

対象…開発区域面積が3000㎡以上1万㎡

未満の開発行為（1万㎡

以上の場合は、

「愛知県土地開発行為に關



する指導要綱」の対象）

※【開発行為】住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋め立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋め立て、そのほか土地の区画形質の変更

▼街づくり推進課

☎2333535 [FAX]2233811

地区計画区域内での 行為などの届出

☎1002322

地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な居住環境を実現するため、道路、公園などの配置や建築物の用途や形態などに関するルールである地区計画を、以下の地域で指定しています。

◆指定地域

- ・ 田原木綿畑
- ・ 田原片西
- ・ シーサイド田原光崎
- ・ 臨海田原1区
- ・ 田原浦鬼塚内陸企業団地
- ・ 田原浦片
- ・ 大久保団地

届出…地区計画の区域内にお

いて、土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行う場合は、着手日の30日前までに届出が必要

▼街づくり推進課

☎2333535 [FAX]2233811

都市計画の変更に関する 説明会(赤羽根地区)

☎1004915

赤羽根地区における土地区画整理事業の都市計画変更に関する説明会を開催します。

期日…5月19日（金）午後7時

場所…赤羽根市民館

会議室

▼街づくり推進課

☎2333535 [FAX]2233811

田原を美しくする推進デー ☎1003688

6月4日(日)／雨天決行

※地区自治会によっては、実施日が異なる場合があります。時間・集合場所などは、各地区自治会でご確認ください。

道路や公園などに捨てられているごみを拾います。「きれいな街は、みんなの手で!!」を合言葉に、皆さんぜひご参加ください。

▶田原を美しくする会事務局（廃棄物対策課内）☎23-3538